

電磁的記録の開示に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第16条第2項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項の規定による電磁的記録の開示方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、条例若しくは川崎市情報公開条例施行規程（平成13年年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第15号。以下「規程」という。）又は法、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）若しくは川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第18号。以下「保護規程」という。）で使用する用語の例による。

(部分的な開示の取扱い)

第3条 条例第9条第1項本文又は法第79条第1項に規定する場合における電磁的記録の部分的な開示の取扱いは、原則として、用紙に出力したものにより行う。

(複写するものの制限)

第4条 開示請求者が持参する録音カセットテープ、ビデオカセットテープ及び光ディスクへの複写による写しの交付は、行わない。

(ファイル形式の変換)

第5条 光ディスクに複写したものを交付する場合、ファイル形式等は、変更しないものとする。ただし、容易に対応できる場合には開示請求者の指定する形式等に変換することができる。

(開示に使用する機器)

第6条 規程第9条第3項第3号イ及び保護規程第10条第3項第3号イに規定する専用機器は、開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。ただし、当該機器により難いときは適当と認める方法により行うものとする。

(開示方法の調整)

第7条 開示するに当り専用機器等の使用により事務の遂行に著しい支障を及ぼす場合は、開示方法、開示の日時等を開示請求者と調整の上、開示するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。